



道内事業者のための事業継続緊急支援金のお知らせ

北海道では、新型コロナウイルス感染症による売上減少に加え、エネルギー価格高騰の影響を受けている、中小・小規模事業者、個人事業者に対して支援を行っています。

下記の条件をご確認の上、給付を希望される方は4月30日（日）までに申請してください。

◆ 給付条件

①売上要件

令和3年11月以降のいずれかの月の売上が平成30年11月から令和2年3月までの同月の売上と比較して20%以上減少していること。

②エネルギーコスト要件（電気代・ガス代・燃油）

令和4年12月以降のいずれかの月に事業のために支払ったエネルギーの単価が令和3年12月から令和4年11月までのいずれかの月の単価よりも増加していること。

◆ 給付額

中小・小規模事業者：10万円 個人事業者：5万円

※支援金は事業者単位で給付されます。

◆ 申請方法

専用ホームページ (<https://kinkyushien-energy-hokkaido.jp>) から電子申請を利用いただくか、申請書を下記へ送付してください。

〒063-8691

札幌西郵便局 郵便私書箱第28号 北海道事業継続緊急支援金事務局

◆ お問い合わせ先

事業継続緊急支援金事務局専用ダイヤル（受付時間：平日 午前8時45分～午後5時30分）

電話 011-350-6711

思いやりやマナーを大切に安全運転を心がけましょう

3月は、新たに運転免許を取得したドライバーが多くなる時期です。

初心者マークのドライバーが安心して運転できるよう思いやりのある運転を心がけましょう。

また、雪解けとともに、運転速度が上がりがちになりますが、日中は暖かく乾いた路面も、早朝や夕暮れには凍結するなど、寒暖の差により、路面状況はめまぐるしく変化しますので、スピードの出し過ぎには十分注意してください。

ドライバーだけでなく、同乗者や歩行者なども含め、一人ひとりがルールを守り、マナーや思いやりを持った運転や行動を実践し、交通事故を防ぎましょう。

<ドライバー、同乗者の皆さんへ>

- 橋の上や日陰となっている場所、トンネル内などで黒っぽく見える部分は路面が凍結している恐れがあります。気温が低くなる早朝や夕方に走行する場合は特に注意しましょう。
- 飲酒運転は重大な犯罪です。運転者が飲酒をしたことを知っていながら車に同乗することも犯罪になりますので、周りの皆さんも運転者が飲酒することのないよう注意しましょう。
- シートベルトはもしもの時の命綱です。「近所だから」や「慣れている道だから」と油断せず、後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを必ず着用しましょう。

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 3月 8日(水) 15日(水)
22日(水) 29日(水)
4月 5日(水)
- ◆会場 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

自衛官募集のお知らせ

◆ 受験資格

<予備自衛官補(一般)>

18歳以上34歳未満の者。

<予備自衛官補(技能)>

18歳以上で国家免許資格等を有する者。

<一般曹候補生(第1回)>

採用予定月の1日現在で、18歳以上33歳未満の者。

◆ 受付期日及び試験期日

		受付期間	試験期日
予備自衛官補	一般	4月6日(木)まで	4月8日(土)~23日(日)のいずれか指定する1日
	技能		
一般曹候補生(第1回)		5月9日(火)まで	5月19日(金)~28日(日)のいずれか指定する1日

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部倶知安地域事務所

電話 0136-23-3540

自衛官募集相談員 中里徳男

電話 0136-62-2207

自衛官募集相談員 斉藤孝司

電話 0136-62-2070

役場担当窓口 総務財政課総務係

電話 0136-62-2511

自動車税種別割の 住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

令和5年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするため、3月中に手続きをお願いします。

◆ 登録手続きが必要な場合

- ・住所が変更になったとき(変更登録)
- ・自動車を売買したとき(移転登録)
- ・自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

変更登録などが間に合わない場合は、札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.html>)から自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

◆ お問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部

電話 011-746-1190

旧優生保護法に関する 一時金の支給について

旧優生保護法のもとで優生手術などを受けた方に対し、一時金320万円が支給されます。

◆ 支給対象者

①または②に該当する方で、生存されている方。

①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方。(母体保護のみを理由として手術を受けた方を除く)

②①の他、同じ期間に生殖を不能とする手術または放射線の照射を受けた方。(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものではないことが明らかな手術などを受けた方を除く)

◆ お問い合わせ先

旧優生保護法相談支援センター

電話 0120-031-711

受付時間：平日 午前8時45分～
午後5時30分

財務専門官採用試験のお知らせ

◆ 受験資格

- (1) 平成5年4月2日から平成14年4月1日生まれの者。
- (2) 平成14年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの。
 - ①大学を卒業した者及び令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者。
 - ②短大又は高専を卒業した者及び令和6年3月までに短大又は高専を卒業する見込みの者。

◆ 受験申込受付期間

3月20日(月)まで

◆ 第1次試験日

6月4日(日)

◆ 受験申込方法

インターネット(<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)からお申し込みください。

◆ お問い合わせ先

財務省北海道財務局人事課人事係
電話 011-709-2311 (内線: 4252)

国税専門官採用試験のお知らせ

◆ 受験資格

- (1) 平成5年4月2日から平成14年4月1日生まれの者。
- (2) 平成14年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの。
 - ①大学(短大を除く)を卒業した者及び令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者。
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者。

◆ 受験申込受付期間

3月20日(月)まで

◆ 第1次試験日

6月4日(日)

◆ 受験申込方法

インターネット(<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)からお申し込みください。

◆ お問い合わせ先

札幌国税局人事第2課
電話 011-231-5011 (内線 2315)

労働基準監督官採用試験のお知らせ

◆ 受験資格

- (1) 平成5年4月2日から平成14年4月1日生まれの者。
- (2) 平成14年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの。
 - ①大学(短大を除く)を卒業した者及び令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者。
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者。

◆ 受験申込受付期間

3月20日(月)まで

◆ 第1次試験日

6月4日(日)

◆ 受験申込方法

インターネット(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)からお申し込みください。

◆ お問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課人事第一係
電話 011-709-2311 (内線: 3508)

★新玉ねぎの豚生姜焼き★

～玉ねぎとキウイでお肉を軟らかくします～

1人分のエネルギー 340kcal 塩分 2.7g

<材料 (2人分)>

豚こま切れ肉・・・200g
新玉ねぎ・・・1+1/2個

※普通のだまねぎで代用できます。

キウイ・・・1/2個
生姜・・・15g

<A>

酒・・・大さじ2

醤油・・・大さじ2

みりん・・・大さじ2



<作り方>

- ①新玉ねぎを1/2個はみじん切り、1個はくし切りにする。キウイと生姜はすりおろす。
 - ②ジッパー付きの保存袋に豚肉を入れ、①の新玉ねぎ(みじん切り)、キウイ、生姜、<A>を加えて揉み込み、冷蔵庫で30分漬け置きする。
 - ③フライパンに油を中火で熱し、②の豚肉を入れて焼く。豚肉の色が変わってきたら①の新玉ねぎ(くし切り)と②の残り汁を入れてサッと炒める。
- ※普通の玉ねぎを使用する場合は、肉を入れる前に炒めます。

これから旬を迎える新玉ねぎと年間を通して購入できる一般的な玉ねぎは、栄養成分に違いはありませんが、新玉ねぎの方がみずみずしく辛みが少ないのが特徴で、生食に適しています。

血液をサラサラにしてくれる硫化アリルや疲労回復効果があるビタミンB1などは水にさらすと流出してしまうため、辛みを抜く場合は空気に15分以上さらしましょう。栄養素は熱にも弱いため、炒め過ぎないように注意してください。



札幌管区気象台から地震についてお知らせ

気象庁では、最大震度5弱以上が観測された場合など、引き続き地震で被害を生じる可能性がある場合には、どのくらいの期間注意すべきか、震度はどの程度になるか、どのようなことに留意しておくべきかなど、今後の地震活動の見通しについて解説し、防災上の呼びかけを行っています。

地震が発生し大きな揺れが予想される場合には、「緊急地震速報」として防災行政無線や携帯電話、テレビなどを通じて伝えられます。緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまで数秒程度しかない場合がありますが、この数秒というわずかな時間でも、布団で頭を保護するなど身の安全を守る行動ができますので落ち着いて行動しましょう。

また、地震をはじめ災害があった時にはさまざまな情報が飛び交い、中には不安を煽るような根拠の無いものもあります。現在の科学的知見では、地震の発生時期や場所・規模を特定した予測情報はデマと考えられます。情報の発信元を確認し、科学的根拠の無い情報に惑わされないように注意しましょう。

